

混合診療

ペット保険は、混合診療を認めています。

ひとの保険とペット保険

混合診療とは、保険診療と保険外診療が混在している場合を言い、一部の例外を除き、現在のひとの医療保険制度では認められていません。つまり、混合診療を行うと、本来保険適用とされる診療を含めて原則全額自費でまかなう必要があります。

一方で、私たちペット保険では、混合診療をおこなっても、保険適用の診療分に関しては補償の対象としています。これは皆様に先進的な獣医療を利用しやすいものとするとともに獣医療のさらなる発展を期待してのことです。

治らないとされる病気が治ることを願い、アニコム損保は混合診療への保険適用を採用していきます。

※ 厚生労働大臣の認める「評価療養（保険導入のための評価を行うもの）」「選定療養（保険導入を前提としないもの）」に限り、保険診療との併用が認められています。

アニコムが、混合診療を認めているものの例

例 1

抗癌治療の一部に未承認薬

腫瘍疾患で化学療法（保険適用）をおこなう際、一部の抗がん剤に国内未承認薬（保険適用外）を用いた場合、保険対象部分については、保険金をお支払いいたします。

例 2

骨折手術に幹細胞療法

骨折治療の際、整復手術（保険適用）と同時に幹細胞療法（保険適用外）を行う場合、整復手術費、およびそれにかかる麻酔代（整復手術費分）も含めた保険金をお支払いいたします。